

◆ 清瀬市学童クラブ入会選考基準 ◆

(表-1 選考基準指数)

項目	要件	細 目		基準指数		
1	居宅外 (在宅勤務含む)	月20日以上 (週5日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	50		
			実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	48		
			実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	46		
			実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	44		
		月16日以上 (週4日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	40		
			実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	38		
			実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	36		
			実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	34		
		月12日以上 (週3日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	30		
			実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	28		
			実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	26		
			実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	24		
2	就労	中心者	月20日以上 (週5日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	45	
				実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	43	
				実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	41	
				実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	39	
			月16日以上 (週4日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	35	
				実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	33	
				実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	31	
				実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	29	
			月12日以上 (週3日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	25	
				実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	23	
				実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	21	
				実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	19	
		居宅内 自営	協力者	月20日以上 (週5日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	43
					実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	41
					実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	39
					実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	37
				月16日以上 (週4日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	33
					実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	31
			実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤		29	
			実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤		27	
			内職	月12日以上 (週3日以上)	実働1日7時間以上の就労を常勤	23
					実働1日6時間以上7時間未満の就労を常勤	21
					実働1日5時間以上6時間未満の就労を常勤	19
					実働1日4時間以上5時間未満の就労を常勤	17
月平均、1日に実働7時間以上の就労を常態かつ月収が10万円程度		30				
月平均、1日に実働4時間以上7時間未満の就労を常態かつ月収が5万円程度		20				
3	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁等		50		
4	出産	出産予定日を中心に前後2か月(最長5ヶ月)		30		
5	疾病 傷害	疾病	入院	慢性疾患でおおむね1ヶ月以上は入院を要し、その後も療養を要する。	50	
				感染病疾患又は難病を有している。若しくは、常時病臥の状態にある。	50	
			居宅内 療養	精神性	精神障害者保健福祉手帳2級同程度以上。	50
					上記以外。	30
				一般 療養	週3回以上通院を要する、若しくは安静を要する状態。	30
			上記以外。	20		
		障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度、要介護度5～4		50	
身体障害者手帳3級、愛の手帳3度、要介護度3～2			40			
身体障害者手帳4級、愛の手帳4度、要介護度1			30			
6	看護 介護	居宅内	同居の親族が重度の障害者、若しくは常時臥床の状態ですべての介助を要する。		40	
			上記以外のもの(軽度)		20	
		居宅外	週に5日以上、同居以外の親族の看護・介護を要する、若しくは病院・施設への付き添い		35	
			週に3日以上、同居以外の親族の看護・介護を要する、若しくは病院・施設への付き添い		25	
			上記以外のもの(軽度)		20	
7	就学 (通学の場合に限る) ※通信教育を除く	月20日以上	日中7時間以上の就学を常態	45		
			日中6時間以上7時間未満の就学を常態	43		
			日中4時間以上6時間未満の就学を常態	41		
		月16日以上 20日未満	日中7時間以上の就学を常態	40		
			日中6時間以上7時間未満の就学を常態	42		
			日中4時間以上6時間未満の就学を常態	40		
		月12日以上 16日未満	日中7時間以上の就学を常態	35		
			日中6時間以上7時間未満の就学を常態	33		
			日中4時間以上6時間未満の就学を常態	31		
8	内定中	入会月までに開始する内定証明書(就労証明書)がある場合 (※1 項目1.2の該当する細目の基準から5点減点)		※1		
		内定先はあるが内定証明書(就労証明書)がない場合		20		
9	求職中			10		
10	その他	特例	全各号に掲げるもののほか、明らかに育成が必要であると市長が認める場合		50	
		災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧の為に監護にあたれない場合(6ヵ月程度)		50	

